

ポイント 長期的に保有することが確実な有価証券以外は時価評価となります。

A6 有価証券の評価が4つに区分されました。

- ・ 売買目的有価証券・・・・・・金融機関などの有価証券の売買を頻繁に行う会社が売買を目的として保有する有価証券
- ・ 満期保有目的有価証券・・・・満期まで保有する目的の債権がこれに該当します。
- ・ 子会社・関係会社株式・・・・グループ内の会社の保有する株式が該当します。
- ・ その他の有価証券・・・・・・以上のいずれにも該当しない有価証券となります。

このうち売買目的有価証券は時価で評価となり、毎期洗替えにより有価証券評価損益として計上されます。またその他の有価証券も時価評価となりますが、イ、評価損益を資本の欄に計上する方法（全部資本直入法）と ロ、評価損のみを損益に計上し、評価益を資本の部に計上する方法（部一分資本直入法）とがあります。

また、満期保有目的有価証券は満期までの期間に取得価額と額面金額との差額を按分して計上する方法（償却原価法）を採り、子会社・関係会社株式は原価法のままとなります。

種 類	会 計 基 準		法 人 税	
	評価方法	評価差額	評価方法	評価差額
売買目的有価証券	時価法	損益計上	時価法	損金益金計上
満期保有有価証券	償却原価法	期間按分にて 損益計上	償却原価法	期間按分にて 損金益金計上
子会社関係会社株式	原価法		原価法	
その他有価証券	時価法	評価損益の差額を 純資産の部に計上 又は評価損のみ損 益計上して評価益 を純資産の部に計 上	原価法	